

第 1 回伊賀地区教科用図書採択協議会 事項書 【議事録】

日時 平成 2 7 年 5 月 2 5 日（月）午後 5 時 0 0 分

場所 名張市役所 3 0 2 会議室

1 開会の挨拶

2 自己紹介 【別紙 1】

別紙 1 の通り。1 0 名出席。1 名欠席。

3 議 事

（1）伊賀地区教科用図書採択協議会規約 【別紙 2】

別紙 2 のとおりとして承認。

（2）伊賀地区教科用図書採択協議会役員選出

以下のように決定

○ 役員

会長 名張市教育委員会教育委員長 福田みゆき

副会長 伊賀市教育委員会教育長 野口俊史

会計監査 名張市教育委員会教育長 上島和久

○ 事務局

事務局長 名張市教育委員会学校教育室長 雪岡正明

書記 名張市教育委員会学校教育室指導主事 福島良和

会計 名張市教育委員会学校教育室指導主事 森永美紀子

（3）議長選出

以下のように決定

議長 福田みゆき 副議長 野口俊史

（4）伊賀地区教科用図書採択協議会規約 第 1 0 条について【別紙 2】

事務局 協議が調わなかった場合 再度、臨時の協議会を開催し、決定
事務局提案通り決定。

(5) 採択基準並びに調査実施項目について 【別紙3・4】

事務局 別紙3・4のとおり提案。

別紙3・4のとおり決定。

(6) 採択協議会調査員について 【別紙5】

事務局 別紙5により2箇所訂正して提案

管理職の教科担当市の訂正

別紙5のとおり決定

(ただし、音楽の管理職を名張市で、美術の管理職を伊賀市が担当)

(7) 展示会について 【別紙6】

事務局 別紙6により提案

別紙6のとおり決定

(ただし、会場時間は、原則として、午後3時～午後5時とすると文言を変更)

(8) 採択日程について 【別紙7】

事務局 別紙7により提案。

別紙7のとおり決定 (ただし第2回伊賀地区教科用図書採択協議会の日程変更)

第2回伊賀地区教科用図書採択協議会

7月22日(水) 9:00～ 名張市役所

(9) 経費について 【別紙8】

事務局 別紙8の通り提案。

別紙8の通り決定。

(10) 情報開示について 【別紙9】

事務局 別紙9のとおり提案。

別紙9のとおり決定

4 その他

5 閉会のことば

【別紙 1】

平成 27 年度伊賀地区教科用図書採択協議会委員

1	福 田 みゆき	名張市教育委員会	教育委員長
2	上 島 和 久	名張市教育委員会	教育長
3	野 口 俊 史	伊賀市教育委員会	教育長
4	勝 本 順 子	伊賀市教育委員会	教育長職務代理者
5	海 野 淳 子	名張市 P T A 連 合 会	会 長
6	由 井 佳 美	伊賀市 P T A 連 合 会	副 会 長

(名張市教育委員会) 雪 岡 正 明 学校教育室長

森 永 美紀子 指導主事

福 島 良 和 指導主事

(伊賀市教育委員会) 中 浦 基 之 学校教育課長

岡 島 加世子 指導主事

【別紙 2】

伊 賀 地 区 教 科 用 図 書 採 択 協 議 会 規 約

- 第 1 条 この協議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条第 4 項の規定に基づき設置するものであり、伊賀地区教科用図書採択協議会(以下「協議会」という。)と称し、伊賀地区内の伊賀市及び名張市の教育委員会で構成する。
- 第 2 条 協議会は、平成 28 年度の中学校において使用する教科用図書について、関係市教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するための機関とする。
- 第 3 条 協議会の委員は、地区内の市教育委員会関係者（教育長及び教育委員）ならびに教育に関し見識を有する者、保護者のうちから、市教育委員会がそれぞれ任命する。
- 第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 名をおく。
2 会長及び副会長は、委員が互選する。
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第 5 条 協議会に、専門的事項について調査研究を行わせるため、種目ごとに調査員をおくことができる。
2 調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。
- 第 6 条 協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 第 7 条 協議会の事務は、会長所属の教育委員会事務局において処理することを原則とする。
- 第 8 条 協議会に要する経費については、関係市教育委員会が分担する。
- 第 9 条 協議会は、平成 27 年 5 月 25 日から設置し、平成 28 年度の中学校における使用教科用図書にかかる採択事務の終了をもって廃止する。
- 第 10 条 協議が調わない場合は、次のようにする。
一 協議会において協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で採決を行い、多数決で協議会の結果とする。同数の場合は、協議会長の意見を協議会の結果とする。
二 1 つでも市教育委員会で協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で再度協議会を招集し、伊賀地区内で同一の教科書が採択できるよう再協議する。具体的な再協議の方法は、第 1 回協議会で決定する。

〔 備 考 〕

教科用図書採択協議会規約運用方針

- 1 第 3 条関係
 - ・各市教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市の実情に応じて原則として各 2 ～ 4 名程度とすること。
 - ・保護者は、2 名以上とすること。
- 2 第 4 条関係
 - ・会長及び副会長は、三重県教科用図書選定審議会の委員を兼ねないこと。
- 3 第 5 条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して 6 名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。
- 5 第 3 条、第 5 条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。

【別紙３】

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準

平成２８年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- １ 採択の公正確保を期すること。
- ２ 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- ３ 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- ４ 中学校学習指導要領（平成２０年３月２８日文部科学省告示第２８号）の趣旨を踏まえること。
- ５ 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- ６ 県教育委員会が作成する「平成２８年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- ７ 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。

【別紙 4】

中学校調査員の調査実施項目

1 取扱内容

教育基本法に定める教育の目的・目標等、学校教育法に定める義務教育の目標等及び学習指導要領に定める教科の目標を達成する上において、より適切かつ効果的であるか。

2 内容の選択及び扱い

- (1) 選択と扱いは、学習指導を進める上でより適切であるか。
- (2) 生徒の日常生活・経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的・自発的な学習を指導する上でより適切であるか。
- (3) 他の教科との関連が必要に応じ配慮されているか。
- (4) 発展的な学習内容が主たる内容の学習に資するものであるか。
- (5) 地域の実態等に照らしてより適切であるか。

3 内容の程度

内容の程度は、生徒の心身の発達段階と特性に適応しているか。

4 内容の構成及び配列

- (1) 構成及び配列は、学習指導上、より適切かつ効果的であるか。
- (2) 文章、さし絵、図表、写真、用語などの表記は適切であり、これらに不統一や無用の重複はないか。

5 創意工夫

- (1) 教科の目標とする能力や態度を育成する上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (2) 教科の内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や修得の徹底を図る上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (3) 選択、扱い、構成、配列、表現などに適切な創意工夫が認められるか。

6 使用上の便宜

- (1) 判型、分冊、印刷、製本が、学習指導上、より適切であるか。
- (2) 文字の大きさ、字間・行間及び書体は、学習指導上、より適切であるか。

7 その他

各種目における調査を必要とする事項

平成27年度伊賀地区教科用図書採択協議会調査員

中学校

種目	のべ出版者数	見本本数	調査員数	伊賀市	名張市
国語	6	6	5	3	* 2
書写	5	6	4	* 2	2
地理・地図	6	6	5	3	* 2
歴史・公民	15	6	5	* 3	2
数学	7	6	5	* 3	2
理科	5	6	5	3	* 2
音楽	4	6	4	2	* 2
美術	3	6	4	* 2	2
保体	4	6	4	* 2	2
技術・家庭	6	6	4	* 2	2
英語	6	6	5	* 3	2
			50	28	22

*・・・管理職1名を含む

調査員名簿

国語					
書写					
地理 地図					
歴史 公民					
数学					
理科					
音楽					
美術					
保体					
技術 家庭					
英語					

			法定展示	移動展示					
					ルート1	ルート2	ルート3	ルート4	
月	日	曜	教科書センター	名張市教育センター	上野	阿山・いが・島ヶ原	青山・大山田	名張	
6	1	月		開設	上野南中学校	島ヶ原中学校	青山中学校	名張中学校	
	2	火			↓	↓	↓	↓	
	3	水							
	4	木							
	5	金			↓	↓	↓	↓	
	6	土							
	7	日							
	8	月			崇広中学校	阿山中学校	大山田中学校	赤目中学校	
	9	火			↓	↓	↓	↓	
	10	水							
	11	木			↓	↓	↓	↓	
	12	金			↓	↓	↓	↓	
	13	土							
	14	日							
	15	月			城東中学校	柘植中学校		桔梗が丘中学校	
	16	火			↓	↓		↓	
	17	水							
	18	木			↓	↓		↓	
	19	金	開設		↓	↓		↓	
	20	土							
	21	日							
	22	月				緑ヶ丘中学校	霊峰中学校		北中学校
	23	火				↓	↓		↓
	24	水							
	25	木				↓	↓		↓
	26	金				↓	↓		↓
	27	土							
	28	日							
	29	月							南中学校
	30	火							↓
7	1	水							
	2	木							
	3	金		↓				↓	
	4	土							
	5	日							
	6	月							
	7	火							
	8	水	↓						

* 伊賀地区教科書センターでの法定展示は、6月19日(金)～7月8日(水)までの14日間とする。
(土・日曜日を除く)開場時間は、午前9時～午後5時30分とする。

* 移動展示について

○ 名張市教育センターでの移動展示は、6月1日(月)～7月3日(金)までの29日間とする。
(日曜日を除く)土曜日の開場時間は午前9時～12時とする。

○ ルート1～4の移動展示は、6月1日(月)～7月3日(金)までの25日間とする。
(土・日曜日を除く)開場時間は、原則として午後3時～午後5時とする。

* 移動展示ルート1～3は伊賀市教育委員会で、ルート4は名張市教育委員会で、会場の準備、見本の移動等を行う。部屋の鍵の開閉は各学校に依頼する。

* 市広報等により、教科用図書法定展示会の開催を知らせる。

- * 見本本は、法定展示会場(教科書センター)に2セット、移動展示会場に1セット用意する。
- * 各会場には、来場者名簿、意見・感想用紙を用意する。

【別紙7】

平成27年度伊賀地区教科用図書採択日程

月	日	曜	事 項
5	23	土	
	24	日	
	25	月	第1回採択協議会
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	
	30	土	
	31	日	
6	1	月	教科書移動展示開始
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	第1回調査員会議
	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	各種目別に第2回・第3回
	16	火	調査員会議を実施
	17	水	
	18	木	
	19	金	教科書法定展示開始
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
7	1	水	
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	

月	日	曜	事 項
7	6	月	
	7	火	
	8	水	教科書法定展示・移動展示終了
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	調査報告締切り
	14	火	
	15	水	
	16	木	
	17	金	
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	
	22	水	第2回採択協議会
	23	木	
	24	金	
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	
	29	水	
	30	木	
	31	金	
8	1	土	・定例教育委員会にて決定 ・県教委への報告 ・各校への通知 ・県への需要数報告
	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	
	6	木	
	7	金	
	8	土	
	8	日	
	10	月	
	11	火	
	12	水	
	13	木	
	14	金	
	15	土	
	16	日	

平成27年度伊賀地区教科用図書採択協議会会計予算(案)

(収入の部)

項目	予算	備考
伊賀市より	182,000	負担金 伊賀市生徒数 2,352人(均等割 52%)
名張市より	168,000	負担金 名張市生徒数 2,107人(均等割 48%)
利息	0	
合計	350,000	

(支出の部)

項目	予算	備考
報償費	63,000	協議会委員 7,000円×3人×2回(旅費込み) 協議会委員 7,000円×1人×3回(旅費込み)(会長)
旅費	161,000	調査員 1,000円×50人×3回 調査員代表 1,000円×11人×1回
需用費	20,000	報告書作成等
事務局費	106,000	印刷、用紙、USB、封筒、コンテナ、郵送料等
合計	350,000	

【別紙 9】

情報公開について

- 1 採択結果等を公表する。
（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」平成 26 年 4 月 16 日付による）
- 2 公表項目は次のとおりとする。
 - ① 採択結果
 - ② 採択理由
 - ③ 調査研究資料
 - ④ 採択地区協議会の議事録
- 3 公表は、9 月 1 日以降とする。
- 4 公表は、ホームページ上の掲載とする。
- 5 議事録は、会長・副会長が確認し承認する。
- 6 上記 2 以外に開示請求があった場合、適宜相談し対応する。